

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。

事業 年度	自 28年 4月 1日	法人コード	
	至 29年 3月 31日	法人名	公益社団法人 広島県診療放射線技

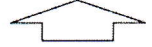
【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業 番号	経常収益計	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)
	前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。				
1	2	3	4	5	6
公益1	1,100,000 円	1,116,622 円	0 円	600,000 円	-616,622 円
公益2	1,048,002 円	1,054,405 円	0 円	0 円	-6,403 円
公益3	2,665,000 円	2,671,913 円	0 円	0 円	-6,913 円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	4,813,002 円	4,842,940 円	0 円	600,000 円	



プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください

第二段階7欄へ

理由:
計画:

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)	7	4,813,002 円	4,842,940 円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用	8	1,099,076 円	1,945,191 円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)	9	5,912,078 円	6,788,131 円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)(当期の積立額を「費用」欄に記載してください。)	10	0 円	600,000 円	
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	0 円		
	その他事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	0 円		
合計(9欄~12欄)	13	5,912,078 円	7,388,131 円	収入-費用 -1,476,053 円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入-費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入-費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償の額(収入-費用欄)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等

--

事業年度	自 28年 4月 1日	法人コード	
	至 29年 3月 31日	法人名	公益社団法人 広島県診療放射線技

【別表A(2) 収支相償の計算(収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合)】

(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業番号	経常収益計 <small>前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。</small>	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)
1	2	3	4	5	6
公益1	1,100,000 円	1,116,622 円	0 円	600,000 円	-616,622 円
公益2	1,048,002 円	1,054,405 円	0 円	0 円	-6,403 円
公益3	2,665,000 円	2,671,913 円	0 円	0 円	-6,913 円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	4,813,002 円	4,842,940 円	0 円	600,000 円	

↑
プラスの事業がある場合、発
生理由とこれを解消するため
の計画等を記入してください。

第二段階7欄へ

理由：
計画：

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)	7	4,813,002 円	4,842,940 円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用	8	1,099,076 円	1,945,191 円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)	9	5,912,078 円	6,788,131 円	
公益目的保有財産に係る減価償却費 (経常費用額の控除対象。「費用」欄に記載してください。)	10		△ 0 円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より) (当期の積立額を「費用」欄に記載してください。ただし、上限があります。)	11	0 円	0 円	
公益資産取得資金に関する調整(別表C(4)より) (当期の積立額を「費用」欄に記載してください。ただし、上限があります。)	12	0 円	0 円	
公益目的保有財産に係る当期収支 (売却に関しては売却収入額を「収入」欄に、取得に関しては支出額を「費用」欄に記載してください。)	13	0 円	0 円	
収益事業等から 生じた利益の繰入額	収益事業から 生じた利益の繰入額	0 円		
	その他事業(相互扶助等事業) から生じた利益の繰入額	0 円		
合計(9欄~15欄の合計)	16	5,912,078 円	6,788,131 円	-876,053 円

記載要領： 下表の水色欄(部分)を記載してください。

事業 年度	自 28 年 4 月 1 日	法人コード	
	至 29 年 3 月 31 日	法人名	公益社団法人 広島県

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】
(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額(13欄より)	1	7,388,131 円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (13、23、33欄の合計)	2	9,208,127 円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	80 %

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額	4	6,788,131 円	
調 整 額	土地の使用に係る費用額	5	0 円
	融資に係る費用額	6	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額	7	0 円
	特定費用準備資金積立額	8	600,000 円
	特定費用準備資金取崩額	9	
	引当金の取崩額	10	0 円
	財産の譲渡損等	11	0 円
	調整額計(5欄～11欄の計)	12	600,000 円
	公益実施費用額 (4 欄 +12 欄)	13	7,388,131 円

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額	14	687,362 円	
調 整 額	土地の使用に係る費用額	15	0 円
	融資に係る費用額	16	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額	17	0 円
	特定費用準備資金積立額	18	0 円
	特定費用準備資金取崩額	19	
	引当金の取崩額	20	0 円
	財産の譲渡損等	21	0 円
	調整額計(15欄～21欄の計)	22	0 円
	収益等実施費用額 (14 欄 +22 欄)	23	687,362 円

管理運営費用額の計算			
管理費の額	24	1,132,634 円	
調 整 額	土地の使用に係る費用額	25	0 円
	融資に係る費用額	26	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額	27	0 円
	特定費用準備資金積立額	28	0 円
	特定費用準備資金取崩額	29	
	引当金の取崩額	30	0 円
	財産の譲渡損等	31	0 円
	調整額計(25欄～31欄の計)	32	0 円
	管理運営費用額 (24 欄 +32 欄)	33	1,132,634 円

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業年度	自 28 年 4 月 1 日 至 29 年 3 月 31 日	法人コード	
		法人名	公益社団法人 広島県診療

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
遊休財産額は、以下の計算により算定します。

$$\text{遊休財産額} = \text{資産} - (\text{負債} + \text{一般社団・財団法人第131条の基金}) - (\text{控除対象財産} - \text{対応負債の額}^{\ast})$$

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成(下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

資産の部		
流動資産計	1	5,850,604 円
固定資産		
控除対象財産	2	4,880,000 円
その他の固定資産 4欄-2欄	3	0 円
固定資産計 5欄-1欄	4	4,880,000 円
資産計	5	10,730,604 円

負債の部		
流動資産に直接対応する負債の額	6	0 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7	0 円
その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	0 円
引当金勘定の合計額 35欄	9	0 円
その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	268,977 円
負債計 26欄	11	268,977 円
正味財産の部		
一般社団・財団法人第131条の基金 27欄	12	0 円
指定正味財産の額 33欄	13	2,000,000 円
一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	8,461,627 円
正味財産計	15	10,461,627 円
負債及び正味財産合計 5欄(11欄+15欄と同額)	16	10,730,604 円

2. 遊休財産額の保有上限額(=公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	6,788,131 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額	18	0 円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額	19	600,000 円
計 (17欄+18欄+19欄)	20	7,388,131 円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	0 円
財産の譲渡損、評価損等の額	22	0 円
特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額	23	
控除額計 (21欄+22欄+23欄)	24	0 円

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	10,730,604 円
負債 11欄	26	268,977 円
一般社団・財団法人第131条の基金 12欄	27	0 円

控除対象財産の額 2欄	28	4,880,000 円
対応負債の額 39欄	29	88,729 円
遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄	30	5,670,356 円

4. 対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかを選択し、○を記入して下さい。)

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	円
指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-32欄-33欄	34	円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	円
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄と同額)	38	円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	4,880,000 円
指定正味財産の額 13欄	33	2,000,000 円
31欄-33欄	34	2,880,000 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	0 円
その他負債の額 11欄-35欄	37	268,977 円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄と同額)	38	8,461,627 円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	88,729 円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	7,388,131 円
遊休財産額 30欄	41	5,670,356 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合